

## 平成 26 年度会計事務実地検査の結果

県は、地方自治法第 149 条第 5 号（会計規則第 191 条第 1 項）の規定に基づき知事が行う会計監督権の行使として実地検査を実施しているところであり、その手法は通告方式の「一般検査」と無通告方式の「特別検査」の 2 種類があります。

会計事務全般について一般検査を行うとともに、平成 13 年度からは、会計事務に起因する不祥事の未然防止と適切な会計事務処理の確保を目的に、無通告方式の特別検査を実施しています。

平成 26 年度における実地検査の結果については、次のとおりです。

### 1 検査の実施方法

#### （1）検査体制

- 検査機関 平成 26 年 6 月～平成 26 年 12 月  
（延べ検査日数 212 日、延べ検査員数 697 名）
- 検査員  
出納事務局長、出納管理課長、同課総括管理監、同課出納審査監、  
同課地域出納審査監、各振興局(事務所)出納課長、出納管理課職員（併任職員を含む）、各振興局(事務所)出納課職員（計 79 名）

#### （2）検査方法

- 一般検査  
通告方式で、平成 26 年度一般会計の予算執行に関する会計書類を対象として実施しました。また、抽出した本庁・総合庁舎内機関を対象とした収入検査、さらに、内部牽制機能の強化に着目し、重点項目として「会計事務の進捗管理状況の確認」を行いました。
- 特別検査  
無通告方式が有効な検査項目として現金・金券類・金庫の管理状況に特化して実施しました。

#### （3）検査実施機関

- 一般検査については、単独地方機関 131 機関、収入検査については、本庁 20 機関・総合庁舎内地方機関 23 機関で実施しました。
- 特別検査については、全機関から抽出した 92 機関（本庁 20 機関、総合庁舎内地方機関 22 機関、単独地方機関 50 機関）で実施しました。
- （※特別検査は、平成 25 年度～27 年度で全単独地方機関を実施します。）

### 2 検査方針

#### 【一般検査】

(1) 基本方針

- 会計事務の適正な執行の確保
- 内部牽制機能の強化及び会計事務職員の資質向上

(2) 検査内容

- 会計事務全般（以下、必須項目）
  - ・現金・金券類の管理の状況（金庫の管理状況）
  - ・収入事務の確認
  - ・生産物売払による収入事務及び野帳の管理状況
  - ・物品の管理状況
  - ・前年度における実地検査、監査指摘等の改善状況
  - ・県政再生プログラムの事実確認（(3)で詳細を記述）

(3) 事実確認の内容

県政再生プログラムの再発防止策として、下記経費について支払の根拠となる事実があるかを会計書類、現物の確認及び聴取調査により確認しました。

賃金	旅費	対外交流費	修繕料	備品購入費	合計
288	452	1	884	426	2,051

	対象機関	方 法
ア賃 金	・単独地方機関	○雇用の事実確認 ・雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等による確認 ・必要に応じ本人に対して面接、電話調査
イ旅 費	・単独地方機関	○概算払旅費の支出について確認 ○精算旅費は連続しない2ヶ月分を確認 ・会議の開催通知等旅行の目的を明示する書類確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書による確認 ・必要に応じ本人に対して面接
ウ対 外 交 流 費	・単独地方機関	○電話により債権者に対し、開催の事実、出席者数、料理単価等の確認
エ修繕料	・単独地方機関	○修繕案件が6件以上の場合は5件を抽出 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ履行確認を行った者に聞き取り調査
オ備品購 入 費	・単独地方機関	○4月以降の支出で6件以上の場合は5件を抽出 ・物品一覧表の登録状況の確認 ・当該備品の実在を確認

【一般検査（重点項目）】

(1) 基本方針

- 平成25年度に発生した支払遅延などの不適正事案の未然防止を目的として特に内部牽制機能の強化に着目し、会計書類の流れと進捗管理状況の確認

(2) 検査内容

- 一般検査を実施した単独地方機関において請求書等の収受、検査の実施等の進捗管理状況

【特別検査】

### (1) 基本方針

○牽制効果又は突発事案への検査手法として実施

### (2) 検査内容

○現金・金券類の管理状況

○金庫の管理状況

## 3 検査結果

### 【一般検査】

#### (1) 検査結果の概要

○指摘を受けた機関は、実地機関全体の7.5%でした。

○指摘項目別では、財産・物品管理関係と収入事務関係が多くなっています。

○事実確認において、事実を確認できなかった事案はありませんでした。

#### 【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	81	5	5
教育委員会	73	8	11
県立学校	51	5	8
	その他機関	22	3
警察本部	20	0	0
合計	174	13	16



#### 【検査項目別状況】

検査項目	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他機関	
1内部牽制の状況	0	0	0	0	0
2内部管理の状況	1	0	1	0	0
3前回指摘事項の状況	0	0	0	0	0
4現金・金券類の取扱い状況	1	1	0	0	0
5財産・物品管理関係	6	1	4	1	0
6収入事務関係	4	1	1	2	0
7契約事務関係	1	0	1	0	0
8補助金関係	0	0	0	0	0
9支出事務関係	3	2	1	0	0
合計	16	5	8	3	0

#### (2) 指摘事項（主なもの）

① 内部牽制の状況（指摘無し）

② 内部管理の状況（1件）

- ・ 社会保険料を控除する際に生じた控除の過不足及び賞与額の社会保険事務所への未届等が原因で過去から歳入歳出外現金の保管金に残額が生じていた。

③ 前回指摘事項の状況（指摘無し）

④ 現金・金券類の取扱状況（1件）

- ・ 現金領収書は、あらかじめ編綴した綴りごとに独自の一連番号を記載した上で番号順に記載すべきところ一連番号が付されておらず、途中ページから使用していた。また、現金の収納に当たり出納員の印章（乙）ではなく、文書の收受印が押印されていた。

⑤ 財産・物品管理関係（6件）

- ・ 現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができない案件を十分な原因調査を行わないまま「物品一覧表からの除却漏れ」に含めて実施機関の長に結果報告していた。
- ・ 登録上廃棄している物品が実際には廃棄されておらず、現物が存在した。
- ・ 公社へ貸付けを行っていた物品のうち、不用決定をする予定であった物品について、不用決定前に貸付先の公社が廃棄処分していた。

⑥ 収入事務関係（4件）

- ・ 校舎を使用した際に徴収する電気料金の負担分について、基本料金が改定になっていたにもかかわらず、前月の基本料金で算出していた。
- ・ 学校の生産物売払収入において、作成すべき作業製品出納簿等の各種帳簿が作成されていなかった。

⑦ 契約事務関係（1件）

- ・ 競争入札案件を随意契約により契約を締結していた。

⑧ 補助金関係（指摘無し）

⑨ 支出事務関係（3件）

- ・ 非常勤講師の報酬において、勤務実績の集計誤りにより支払不足が生じていた。
- ・ 個人事業主である建築士と契約した委託の支払において、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がされていなかった。
- ・ 単価契約の単価を誤って計算された金額の請求書を受理して支出していた。

【一般検査（重点項目）】

（1）検査結果の概要

- 支払遅延が発生した事案が2機関において確認されました。
- 支払遅延に対する遅延利息は発生していませんでしたが、支払遅延が発生しないよう会計事務について適正な進捗管理を実施するよう指導を行いました。

【部局別の状況】

	実施機関数	指導機関数	指導件数
知事部局	41	0	0
教育委員会	70	2	2
	県立学校	1	1
	その他機関	1	1
警察本部	20	0	0
合計	131	2	2

【特別検査】

(1) 検査結果の概要

- 説明のできない現金・金券類はなく、概ね適正に管理されていました。
- 指摘を受けた機関は、実施機関全体の1.1%でした。
- 指摘項目別では、内部管理の状況と現金・金券類の取扱い状況が指摘されています。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	49	1	3
教育委員会	30	0	0
	県立学校	0	0
	その他機関	0	0
警察本部	13	0	0
合計	92	1	3



【検査項目別状況】

検査項目	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他機関	
1 内部牽制の状況	0	0	0	0	0
2 内部管理の状況	1	1	0	0	0
3 現金・金券類の取扱い状況	2	2	0	0	0
4 その他	0	0	0	0	0
合計	3	3	0	0	0

(2) 指摘の内容

- ① 内部牽制の状況（指摘無し）
- ② 内部管理の状況（1件）

- ・ 現金出納簿の引継ぎにおける出納員の連署がなかった。

### ③ 現金・金券類等の取扱状況（2件）

- ・ 現金出納簿の月締めが行われていないものや記帳漏れその他前年度繰越金が記帳されていない等、現金出納簿の記帳の不備が散見された。
- ・ 収入印紙について、出納員が備えるべき「消耗品出納簿」が作成されていなかった。

## 4 結果の分析及び今後の対策（検査のまとめ）

### （1）結果の分析

- 一般検査において、実施した174機関中、13機関で16件、特別検査において、実施した92機関中、1機関で3件の指摘がありました。
- 一般検査の指摘機関数は、平成25年度の15機関から13機関と減少しました。
- 特別検査の指摘機関数は平成25年度の6機関から1機関と減少しました。
- 全般的に指摘件数が減少している中、「財産・物品管理関係」については、平成25年度の4件から6件へと増加、「収入事務関係」については、平成25年度の2件から4件へと倍増しました。
- 指摘内容は、初歩的・単純ミスが多く、その要因は収支等命令者、出納員、会計職員の会計事務に対する認識及び知識の不足によるもので、決裁時のチェックで防止できるものでした。
- 会計事務実地検査における指摘件数は、全体として減少傾向にあるものの、指摘内容や原因を踏まえると依然として内部牽制が十分に機能していない傾向が見られました。

### （2）今後の対策

上記の分析結果から、単独地方機関に特化した会計事務実地検査には一定の効果が認められるため、今後も継続して実施することとし、併せて研修や情報提供等を充実することにより内部牽制機能の強化及び会計事務に係る職員の資質向上を図ります。